

7. 15 連結散水設備

1 設置基準は令第28条の2参照

2 代替

- (1) 送水口を付置したスプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備の有効範囲（移動式を含む。）
- (2) 連結送水管を設置した場合で、かつ、排煙設備を設置した部分又は排煙設備を要しない部分

3 連結散水設備の散水ヘッドを要しない部分

- (1) 主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖の防火設備の戸で区画された部分で、当該部分の床面積が50㎡以下のもの
- (2) 浴室、便所、水槽室
- (3) 洗面所及び脱衣所（(9)項口を除く。）で燃焼器具、設備が設置されていないもの（電気ヒーター等が設けられている場合は、機器個々の出力が2kw以下であること。）
- (4) 主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖の特定防火設備で区画された次の部分

エレベーターの機械室、機械換気設備（ボイラー室を含む。）の機械室、ポンプ室、冷凍機室、通信機械室、電子計算機室、電話交換室、電子計算機室、資料室、放送室、中央管理室

- (5) 発電機室、変圧器室、蓄電池室、充電装置室、配分電盤室
- (6) エレベーター又はダムウェーターの昇降路、リネン、メール又はダストシュート、パイプ又は吸排気ダクト（エアーチャンバー等）
- (7) 天井裏の高さが0.5m未満の天井裏
- (8) 不燃材料の床下面及び不燃材料の壁で区画された天井裏（天井材は不燃材料）
- (9) 規則第13条第3項第6号及び第8号に規定する部分並びに昭和50年6月16日消防安第65号（S 60.2.13.192）に適合する次の部分（令第32条申請必要）

ア 主要構造部を耐火構造とした防火対象物で外周（外壁）が2面以上及び周上の2分の1以上がドライエリアその他の外気（以下「ドライエリア等」という。）に開放されており、かつ、次の条件のすべてを満足するもの。

- (ア) ドライエリア等に面して消火活動上有効な開口部（直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ0.75m以上及び1.2m以上の開口部）を2以上有し、かつ、当該開口部は、消防法施行規則第5条の2第2項各号（第2号を除く。）に該当するものであること。
- (イ) 開口部が面するドライエリア等の幅は当該開口部がある壁から2.5m以上であること。ただし、消火活動上支障のないものはこの限りでない。
- (ウ) ドライエリア等には地上からその底部に降りるための傾斜路、階段等（以下「傾斜路等」という。）の施設が設けられていること。
- (エ) ドライエリア等の面する部分の外壁の長さが30mを超えるものは2以上の傾斜路等を有すること。

イ 同令別表第1(10)項に掲げる防火対象物で主要構造部を耐火構造とし、かつ、天井及び壁の室内に面する部分の仕上げが不燃材料で造られた可燃物のないプラットホーム、コンコースその他これらに類する部分で連結送水管を設置してあるもの。

ウ 同規則13条第2項第6号及び第8号に掲げる部分

(10) 金庫室のうち、耐火構造で区画され、かつ、開口部に特定防火設備が設けられたもの
(S 54.6.22 国 118)

4 構造等

(1) 散水ヘッド

| 形式別 | 規格 | 各部分からヘッドまでの水平距離 | 1送水区域のヘッド数 | ヘッド取付け個数と管口径(呼び方) | | | | | 放水圧力 放水量 | |
|-----|--------------------|---------------------|------------|-------------------|-----------|-----------|-----------|-------|-------------|--------------------------|
| | | | | ヘッド数 | | | | | | |
| | | | | 1・2 | 3 | 4・5 | 10まで | 20まで | | |
| 開放型 | 48年国 告7号 認定品 | 3.7m以下 | 10以下 | 32A 以上 | 40A 以上 | 50A 以上 | 65A 以上 | 80A以上 | — | 0.5MPa 180ℓ/min 以上 |
| 閉鎖型 | 40年自 令2号 検定品 | ※2.3m以下(高感度ヘッドを除く。) | 20以下 | 25A以上 | 32A以上 | 40A以上 | 50A以上 | 65A以上 | — | 0.1MPa 90ℓ/min 以上 |

注 1 放水区域のヘッドは、開放型・閉鎖型のいずれか1型式とする。

注 ※印は、耐火以外2.1m

(2) 送水口

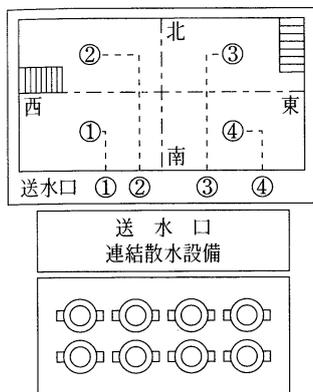
ア 消防ポンプ自動車容易に接近でき、かつ、送水操作が容易にできる位置に設けること。

イ 双口形のものとする。 (散水ヘッドの数が4以下は双口形としないことができる。)

ウ 地盤面からの高さは0.5m以上1m以下又は地盤面から深さが0.3m以内の箇所に設けること。

エ 見やすい箇所に連結散水設備の送水口である旨を表示した標識並びに放水区域、選択弁及び送水口を明示した系統図を設けること。

例1



例2

